

令和5年度第2回 豊中市産業振興審議会

議事次第

開催方式：書面開催方式

書面返信期日：令和6年1月26日（金）

〔 次 第 〕

1. 豊中市チャレンジ事業補助金の審査への意見に係る諮問について

（資料）

【資料1】令和6年度豊中市チャレンジ事業補助金事業概要

【資料2】諮問書（写）

豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見について（諮問）

【資料3】豊中市産業振興審議会規則

令和 6 年度（2024 年度） 豊中市チャレンジ事業補助金事業概要

1. 豊中市チャレンジ事業補助金の目的

豊中市チャレンジ事業補助金は、市内事業者や市内事業者で構成されるグループまたは団体が新たにに取り組む事業で、市内事業者のビジネス拡大や市内での消費拡大が期待されるものに対し、市から補助金を交付することにより、その効果を高める又は事業の促進を図るものです。

2. 令和 6 年度（2024 年度） 制度概要

(1) 募集する事業は下記の 3 コースとなっております。

①「新商品開発・新サービス創出コース」(補助率 1/2)

新技術・新製品・新サービス等を開発するための取り組み、社会経済状況の変化に対応する業態転換等に係る経費を一部補助します。

②「コミュニティビジネスコース」(補助率 1/2)

社会・地域課題解決にビジネス手法を取り入れているコミュニティビジネス（CB）事業に係る経費を一部補助します。

③「スタートアップ支援コース」(補助率 2/3)

創業後 5 年未満の事業者、令和 6 年度中に創業する予定の方（※）を対象に、創業にかかる経費、創業後の事業拡大のための新たな取り組みなどにかかる経費を一部補助します。

(2) 補助上限金額：150 万円 （子育て支援サービス創出枠：【200 万円】）

【子育て支援サービス創出枠について】

令和 6 年度は、子育てしやすさ No1 をめざす本市において、市内の子育て支援サービスにおける民間活力の参入を促すため、実施する事業が子育て支援に繋がる事業※である場合は上限金額を 200 万円とします。

※地域資源や自社のもつノウハウを活かした民間学童保育、学習支援サービス、家事代行、配食サービス、ベビーシッター事業や、新たな知育玩具の開発、子どもの一時預かりと学習塾を融合したサービスの提供など、子育て支援に特化した新たな商品開発やサービスを創出する事業を対象とします。

(3) 補助対象費目の拡充及び補助上限額の上乗せ

下記対象費目を計上する場合は、(2) の補助上限額に補助上限金額を上乗せします。

費目	金額	内容
①改装工事費	100 万円	新たな事業にチャレンジする場所として、商業集積地の空き店舗を活用する場合の空き店舗の改修費等
②人材確保促進環境整備費	100 万円	新たな事業へのチャレンジに合わせ、多様な人材を確保するため、職場環境改善に取り組む際に必要な整備にかかる費用等
③機械装置・システム構築費	150 万円	新たな事業へのチャレンジに合わせ、多様な人材を確保するため、職場環境改善に取り組む際に必要な整備にかかる費用等

3. 令和 6 年度（2024 年度）実施スケジュール

日程	内容
令和 6 年 2 月 1 日 (木) ～ 3 月 29 日 (金)	相談受付
令和 6 年 2 月 1 日 (木) ～ 3 月 29 日 (金)	申込書類受付期間
令和 6 年 2 月 9 日 (金)	補助金説明会
令和 6 年 3 月 29 日 (金)	募集締切（正午必着） ※メールの場合は、正午まで受信したもの
令和 6 年 4 月上旬～中旬	第 1 次選考（書類審査）
令和 6 年 4 月下旬	第 2 次選考（プレゼンテーション審査）
令和 6 年 4 月末頃～5 月初め	審議会開催（部会から報告）
令和 6 年 5 月上旬	選考結果通知

豊活産第 1182 号
令和 6 年（2024 年）1 月 22 日

豊中市産業振興審議会
会長 加賀 有津子 様

豊中市長 長内 繁樹

豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見について（諮問）

豊中市産業振興審議会規則第 2 条の規定により、豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見について、貴審議会の意見を求めます。

○豊中市産業振興審議会規則

平成28年4月18日

規則第76号

改正 平成29年1月18日規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）

第2条の規定に基づき、豊中市産業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、産業振興についての重要事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市内の商工業の団体の代表

(3) 市民

3 前項第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第3号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市活力部産業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則 (平成29年1月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。